

こ 成 母 第 277 号

令和 6 年 6 月 21 日

都道府県知事
各 保健所設置市長 殿
特 別 区 長

こども家庭庁成育局長
(公 印 省 略)

「母子保健医療対策総合支援事業（令和 5 年度補正予算分）の実施について」
の一部改正について

母子保健医療対策総合支援事業については、令和 5 年 12 月 28 日こ成母第 375 号本職通知「母子保健医療対策総合支援事業（令和 5 年度補正予算分）の実施について」の別紙「母子保健医療対策総合支援事業（令和 5 年度補正予算分）実施要綱」（以下「通知」という。）により行われているところであるが、今般、通知の一部を別紙新旧対照表のとおり改正し、令和 6 年 4 月 1 日から適用することとしたので通知する。

各都道府県知事におかれては、貴管内市町村長（保健所設置市長、特別区長を除く。）に対する周知につき配慮願いたい。

別 紙 令和 6 年度（令和 5 年度からの繰越分）母子保健衛生費国庫補助金交付要綱 比較表

令和 6 年度（令和 5 年度からの繰越分）母子保健衛生費国庫補助金交付要綱	令和 5 年度母子保健衛生費国庫補助金（令和 5 年度補正予算分）交付要綱
別 紙 令和 <u>6</u> 年度 <u>（令和 5 年度からの繰越分）</u> 母子保健衛生費国庫補助金交付要綱 （通則） 1 令和 <u>6</u> 年度 <u>（令和 5 年度からの繰越分）</u> 母子保健衛生費国庫補助金については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号。以下「適正化法施行令」という。）及び子ども家庭庁の所管に属する補助金等交付規則（令和 5 年内閣府令第 41 号）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。 （交付の目的） 2 （略） （交付の対象） 3 （略） （交付額の算定方法） 4 （略）	別 紙 令和 <u>5</u> 年度母子保健衛生費国庫補助金 <u>（令和 5 年度補正予算分）</u> 交付要綱 （通則） 1 令和 <u>5</u> 年度母子保健衛生費国庫補助金 <u>（令和 5 年度補正予算分）</u> については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号。以下「適正化法施行令」という。）及び子ども家庭庁の所管に属する補助金等交付規則（令和 5 年内閣府令第 41 号）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。 （交付の目的） 2 この補助金は、次世代育成支援対策の推進等に必要な総合的施策として、母性並びに乳児及び幼児の健康の保持及び増進を図るため、母性並びに乳児及び幼児に対する保健指導、健康診査、医療その他の措置を講じ、もって国民保健の向上を図ることを交付の目的とする。 （交付の対象） 3 この補助金は、令和 5 年 12 月 28 日こ成母第 375 号子ども家庭庁成育局長通知「母子保健医療対策総合支援事業（令和 5 年度補正予算分）の実施について」に基づき実施する次の事業を交付の対象とする。 （1）「1 か月児」及び「5 歳児」健康診査支援事業 保健所設置市（指定都市、中核市を含む。以下同じ。）、特別区、市町村（保健所を設置する市及び特別区を除く。）が行う事業 （2）新生児マススクリーニング検査に関する実証事業 都道府県、指定都市が行う事業 （3）妊産婦のメンタルヘルスに関するネットワーク構築事業 都道府県が行う事業 （交付額の算定方法） 4 この補助金の交付額は、次により算出するものとする。 ただし、算出された額に千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。 （1）別表の第 2 欄に定める基準額と、第 3 欄に定める対象経費の実支出額とを比

令和6年度（令和5年度からの繰越分）母子保健衛生費国庫補助金交付要綱	令和5年度母子保健衛生費国庫補助金（令和5年度補正予算分）交付要綱
（交付の条件） 5 （略）	較して少ない方の額と、総事業費から診療収入額及び寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。 （2）（1）により選定された額に第4欄に定める補助率を乗じて得た額の合計額を算出する。 （交付の条件） 5 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。 （1）事業内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、こども家庭庁長官の承認を受けなければならない。 （2）事業を中止し、又は廃止する場合には、こども家庭庁長官の承認を受けなければならない。 （3）事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかにこども家庭庁長官に報告してその指示を受けなければならない。 （4）事業により取得し、又は効用の増加した価格が50万円以上の機械、器具及びその他の財産については、適正化法施行令第14条第1項第2号によりこども家庭庁長官が別に定める期間を経過するまで、こども家庭庁長官の承認を受けずに、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付けし、担保に供し、又は廃棄してはならない。 （5）こども家庭庁長官の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を国庫に納付させることがある。 （6）事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。 （7）この補助金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした別紙様式第1による調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ調書及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合にはその承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の機械、器具及びその他の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は適正化法施行令第14条第1項第2号の規定によりこども家庭庁長官が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかななければならない。 （8）補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）は、別紙様式第5により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までにこども家庭庁長官に報告しなければならない。

令和6年度（令和5年度からの繰越分）母子保健衛生費国庫補助金交付要綱	令和5年度母子保健衛生費国庫補助金（令和5年度補正予算分）交付要綱
（実績報告） 11 この補助金の事業実績報告は、次により行うものとする。 （1）適正化法第26条第2項に基づき、補助金等の交付に関する事務の一部を都道府県が行う場合 市町村長は、別紙様式第4による報告書を都道府県知事が別に定める日までに都道府県知事に提出し、都道府県知事は、前記の報告書を受理したときは、必要な審査を行い、適正と認めたときはこれを取りまとめのうえ、令和7年4月10日まで（5の（2）により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知書を受理した日から起算して1か月を経過した日まで）にこども家庭庁長官に提出しなければならない。 （2）（1）以外で都道府県等がこの補助金の交付を受けた場合 都道府県知事等は、別紙様式第4による報告書を令和7年4月10日まで（5の（2）により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知書を受理した日から起算して1か月を経過した日まで）にこども家庭庁長官に提出しなければならない。 （国庫補助金の額の確定の通知） 12 （略） （補助金の返還） 13 （略） （その他） 14 （略）	国の支払計画承認額の範囲内において、概算払をすることができる。 （実績報告） 11 この補助金の事業実績報告は、次により行うものとする。 （1）適正化法第26条第2項に基づき、補助金等の交付に関する事務の一部を都道府県が行う場合 市町村長は、別紙様式第4による報告書を都道府県知事が別に定める日までに都道府県知事に提出し、都道府県知事は、前記の報告書を受理したときは、必要な審査を行い、適正と認めたときはこれを取りまとめのうえ、令和6年4月10日まで（5の（2）により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知書を受理した日から起算して1か月を経過した日まで）にこども家庭庁長官に提出しなければならない。 （2）（1）以外で都道府県等がこの補助金の交付を受けた場合 都道府県知事等は、別紙様式第4による報告書を令和6年4月10日まで（5の（2）により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知書を受理した日から起算して1か月を経過した日まで）にこども家庭庁長官に提出しなければならない。 （国庫補助金の額の確定の通知） 12 都道府県知事は、3の事業についてこども家庭庁長官の交付額の確定があったときは、市町村長に対し、別紙様式第4－2により、速やかに確定の通知を行うものとする。 （補助金の返還） 13 こども家庭庁長官は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について国庫に返還することを命ずる。 （その他） 14 特別の事情により、4、6、7及び11に定める算定方法、手続きによることができない場合には、あらかじめこども家庭庁長官の承認を受けてその定めるところによるものとする。

令和6年度（令和5年度からの繰越分）母子保健衛生費国庫補助金交付要綱				令和5年度母子保健衛生費国庫補助金（令和5年度補正予算分）交付要綱			
別 表				別 表			
1 種目	2 基準額	3 対象経費	4 補助率	1 種目	2 基準額	3 対象経費	4 補助率
「1 か月児」及び「5 歳児」健康診査支援事業	○「1 か月児」及び「5 歳児」健康診査支援事業 ① 1 か月児健康診査 4,000 円×実施人数 ② 5 歳児健康診査 3,000 円×実施人数	「1 か月児」及び「5 歳児」健康診査支援事業に必要な報酬、給料及び職員手当等（ただし会計年度任用職員へ支給されるものに限る）、報償費、共済費、謝金、旅費、需用費（消耗品費、食糧費、会議費、印刷製本費、光熱水費）、役務費（通信運搬費、手数料）、委託料、備品購入費、使用料及び賃借料、扶助費、負担金、補助金及び交付金	1/2	「1 か月児」及び「5 歳児」健康診査支援事業	○「1 か月児」及び「5 歳児」健康診査支援事業 ① 1 か月児健康診査 4,000 円×実施人数 ② 5 歳児健康診査 3,000 円×実施人数	「1 か月児」及び「5 歳児」健康診査支援事業に必要な報酬、給料及び職員手当等（ただし会計年度任用職員へ支給されるものに限る）、報償費、共済費、謝金、旅費、需用費（消耗品費、食糧費、会議費、印刷製本費、光熱水費）、役務費（通信運搬費、手数料）、委託料、備品購入費、使用料及び賃借料、扶助費、負担金、補助金及び交付金	1/2

令和6年度（令和5年度からの繰越分）母子保健衛生費国庫補助金交付要綱				令和5年度母子保健衛生費国庫補助金（令和5年度補正予算分）交付要綱			
新生児マスク リーニング検査 に関する実証事 業	○新生児マスクリーニング検査に 関する実証事業 <u>6,000 円×実施人数</u>	新生児マスク リーニング検査 に関する実証事 業に必要な報酬、 給料及び職員手 当等（ただし会計 年度任用職員へ 支給されるもの に限る）、報償費、 共済費、旅費、需 用費（消耗品費、 印刷製本費、光熱 水費）、役務費（通 信運搬費、手数料）、委託料、備品 購入費、使用料及 び賃借料、扶助 費、負担金、補助 金及び交付金	1/2	新生児マスク リーニング検査 に関する実証事 業	○新生児マスクリーニング検査に 関する実証事業 <u>こども家庭庁長官が認めた額</u>	新生児マスク リーニング検査 に関する実証事 業に必要な報酬、 給料及び職員手 当等（ただし会計 年度任用職員へ 支給されるもの に限る）、報償費、 共済費、旅費、需 用費（消耗品費、 印刷製本費、光熱 水費）、役務費（通 信運搬費、手数料）、委託料、備品 購入費、使用料及 び賃借料、扶助 費、負担金、補助 金及び交付金	1/2
妊産婦のメンタ ルヘルスに関す るネットワーク 構築事業	○妊産婦のメンタルヘルスに関する ネットワーク構築事業 1 都道府県当たり 1,317,000 円×実施月数	妊産婦のメンタ ルヘルスに関す るネ ットワーク構築 事業に必要な報 酬、給料及び職員 手当等（ただし会 計年度任用職員 へ支給されるも のに限る）、報償 費、共済費、旅費、 需用費（消耗品	1/2	妊産婦のメンタ ルヘルスに関す るネットワーク 構築事業	○妊産婦のメンタルヘルスに関する ネットワーク構築事業 1 都道府県当たり 1,317,000 円×実施月数	妊産婦のメンタ ルヘルスに関す るネ ットワーク構築 事業に必要な報 酬、給料及び職員 手当等（ただし会 計年度任用職員 へ支給されるも のに限る）、報償 費、共済費、旅費、 需用費（消耗品	1/2

令和6年度（令和5年度からの繰越分）母子保健衛生費国庫補助金交付要綱				令和5年度母子保健衛生費国庫補助金（令和5年度補正予算分）交付要綱				
		費、食糧費及び印刷製本費）、役務費（通信運搬費、広告料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費				費、食糧費及び印刷製本費）、役務費（通信運搬費、広告料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費		

令和6年度（令和5年度からの繰越分）母子保健衛生費国庫補助金交付要綱	令和5年度母子保健衛生費国庫補助金（令和5年度補正予算分）交付要綱																																																																																
別紙様式第1	別紙様式第1																																																																																
令和6年度（令和5年度からの繰越分）母子保健衛生費国庫補助金調書	令和5年度母子保健衛生費国庫補助金（令和5年度補正予算分）調書																																																																																
補助事業者名	補助事業者名																																																																																
<table><tr><th colspan="3">国</th><th colspan="7">地 方 公 共 団 体</th><th rowspan="3">備 考</th></tr><tr><th rowspan="2">歳 出 予 算 科 目</th><th rowspan="2">交付決定 の 額</th><th rowspan="2">補 助 率</th><th colspan="2">歳 入</th><th colspan="4">歳 出</th></tr><tr><th>科 目</th><th>予算現額</th><th>収入済額</th><th>科 目</th><th>予算現額</th><th>うち国庫補 助金相当額</th><th>支出済額</th><th>うち国庫補 助金相当額</th></tr><tr><td>母子保健衛生対策費 16 母子保健衛生費 補 助 金</td><td>円</td><td></td><td></td><td>円</td><td>円</td><td></td><td>円</td><td>円</td><td>円</td><td>円</td><td></td></tr></table>	国			地 方 公 共 団 体							備 考	歳 出 予 算 科 目	交付決定 の 額	補 助 率	歳 入		歳 出				科 目	予算現額	収入済額	科 目	予算現額	うち国庫補 助金相当額	支出済額	うち国庫補 助金相当額	母子保健衛生対策費 16 母子保健衛生費 補 助 金	円			円	円		円	円	円	円		<table><tr><th colspan="3">国</th><th colspan="7">地 方 公 共 団 体</th><th rowspan="3">備 考</th></tr><tr><th rowspan="2">歳 出 予 算 科 目</th><th rowspan="2">交付決定 の 額</th><th rowspan="2">補 助 率</th><th colspan="2">歳 入</th><th colspan="4">歳 出</th></tr><tr><th>科 目</th><th>予算現額</th><th>収入済額</th><th>科 目</th><th>予算現額</th><th>うち国庫補 助金相当額</th><th>支出済額</th><th>うち国庫補 助金相当額</th></tr><tr><td>母子保健衛生対策費 16 母子保健衛生費 補 助 金</td><td>円</td><td></td><td></td><td>円</td><td>円</td><td></td><td>円</td><td>円</td><td>円</td><td>円</td><td></td></tr></table>	国			地 方 公 共 団 体							備 考	歳 出 予 算 科 目	交付決定 の 額	補 助 率	歳 入		歳 出				科 目	予算現額	収入済額	科 目	予算現額	うち国庫補 助金相当額	支出済額	うち国庫補 助金相当額	母子保健衛生対策費 16 母子保健衛生費 補 助 金	円			円	円		円	円	円	円	
国			地 方 公 共 団 体							備 考																																																																							
歳 出 予 算 科 目	交付決定 の 額	補 助 率	歳 入		歳 出																																																																												
			科 目	予算現額	収入済額	科 目	予算現額	うち国庫補 助金相当額	支出済額		うち国庫補 助金相当額																																																																						
母子保健衛生対策費 16 母子保健衛生費 補 助 金	円			円	円		円	円	円	円																																																																							
国			地 方 公 共 団 体							備 考																																																																							
歳 出 予 算 科 目	交付決定 の 額	補 助 率	歳 入		歳 出																																																																												
			科 目	予算現額	収入済額	科 目	予算現額	うち国庫補 助金相当額	支出済額		うち国庫補 助金相当額																																																																						
母子保健衛生対策費 16 母子保健衛生費 補 助 金	円			円	円		円	円	円	円																																																																							
(注) 1 「地方公共団体」の「科目」は、歳出にあっては款、項、目、節を、歳入にあたっては款、項、目をそれぞれ記載すること。 なお、歳出にあっては国庫補助金（事業費）に対応する経費の配分を目節の内訳に係るときは、当該経費の配分を目節の内訳として記載すること。 2 「予算現額」は歳入にあっては、当初予算額、補正予算額等の区分を、歳出にあっては、当初予算額、補正予算額、予備費支出額、流用増減額等の区分を明らかにして記載すること。 3 「備考」は、参考となるべき事項を適宜記載すること。	(注) 1 「地方公共団体」の「科目」は、歳出にあっては款、項、目、節を、歳入にあたっては款、項、目をそれぞれ記載すること。 なお、歳出にあっては国庫補助金（事業費）に対応する経費の配分を目節の内訳に係るときは、当該経費の配分を目節の内訳として記載すること。 2 「予算現額」は歳入にあっては、当初予算額、補正予算額等の区分を、歳出にあっては、当初予算額、補正予算額、予備費支出額、流用増減額等の区分を明らかにして記載すること。 3 「備考」は、参考となるべき事項を適宜記載すること。																																																																																

令和6年度（令和5年度からの繰越分）母子保健衛生費国庫補助金交付要綱	令和5年度母子保健衛生費国庫補助金（令和5年度補正予算分）交付要綱
別紙様式第2	別紙様式第2
番 号 年 月 日	番 号 年 月 日
こども家庭庁長官 殿	こども家庭庁長官 殿
都道府県知事 市 町 村 長 特 別 区 長	都道府県知事 市 町 村 長 特 別 区 長
令和6年度（令和5年度からの繰越分）母子保健衛生費国庫補助金の 交付申請について	令和5年度母子保健衛生費国庫補助金（令和5年度補正予算分）の 交付申請について
標記について、次により国庫補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請する。 また、管内市町村分の申請書を受理し、その内容を審査した結果適正と認められるので、とりまとめて提出する。	標記について、次により国庫補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請する。 また、管内市町村分の申請書を受理し、その内容を審査した結果適正と認められるので、とりまとめて提出する。
1 国庫補助金申請額 金 円	1 国庫補助金申請額 金 円
2 令和6年度（令和5年度からの繰越分）母子保健衛生費国庫補助金所要額総括表 [別表]	2 令和5年度母子保健衛生費国庫補助金（令和5年度補正予算分）所要額総括表 [別表]
3 国庫補助金所要額調書 [様式1]	3 国庫補助金所要額調書 [様式1]
4 添付書類 (1) 当該事業に関する歳入歳出予算書抄本 (2) その他参考資料 (3) 国庫補助金所要額市町村別集計表 [様式1－2] (4) 市町村長から提出のあった交付申請書	4 添付書類 (1) 当該事業に関する歳入歳出予算書抄本 (2) その他参考資料 (3) 国庫補助金所要額市町村別集計表 [様式1－2] (4) 市町村長から提出のあった交付申請書
※（ ）内については、交付要綱6（1）により都道府県が提出する場合についてのみ該当する。	※（ ）内については、交付要綱6（1）により都道府県が提出する場合についてのみ該当する。

令和6年度（令和5年度からの繰越分）母子保健衛生費国庫補助金交付要綱	令和5年度母子保健衛生費国庫補助金（令和5年度補正予算分）交付要綱
別紙様式第2-2	別紙様式第2-2
番 号	番 号
令和6年度（令和5年度からの繰越分）母子保健衛生費国庫補助金交付決定通知書	令和5年度母子保健衛生費国庫補助金交付決定通知書（令和5年度補正予算分）
市町村名	市町村名
令和 年 年 月 日第 号で申請のあった令和6年度（令和5年度からの繰越分）母子保健衛生費国庫補助金については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）第6条第1項の規定により、令和 年 年 月 日こ成母第 号をもって、次のとおり交付することに決定されたので、同法第8条の規定により通知する。	令和 年 年 月 日第 号で申請のあった令和5年度母子保健衛生費国庫補助金（令和5年度補正予算分）については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）第6条第1項の規定により、令和 年 年 月 日こ成母第 号をもって、次のとおり交付することに決定されたので、同法第8条の規定により通知する。
令和 年 月 日	令和 年 月 日
都道府県知事	都道府県知事
1 この補助金の交付の対象となる事業（以下「事業」という。）は、令和6年※月※日こ成母第※号こども家庭庁長官通知の別紙「令和6年度（令和5年度からの繰越分）母子保健衛生費国庫補助金交付要綱」の3に定める市町村が行う事業であり、その内容は令和 年 月 日 申請書記載のとおりである。	1 この補助金の交付の対象となる事業（以下「事業」という。）は、令和6年2月1日こ成母第27号こども家庭庁長官通知の別紙「令和5年度母子保健衛生費国庫補助金交付要綱（令和5年度補正予算分）」の3に定める市町村が行う事業であり、その内容は令和 年 月 日 申請書記載のとおりである。
2 事業に要する経費及び補助金の額は次のとおりである。ただし、事業の内容が変更される場合において、事業に要する経費又は補助金の額が変更されるときは、別に通知するところによるものとする。	2 事業に要する経費及び補助金の額は次のとおりである。ただし、事業の内容が変更される場合において、事業に要する経費又は補助金の額が変更されるときは、別に通知するところによるものとする。
事業に要する経費 金 円	事業に要する経費 金 円
補助金の額 金 円	補助金の額 金 円
3 この補助金の額の確定は、交付要綱の4に定める交付額の算定方法により行うものである。	3 この補助金の額の確定は、交付要綱の4に定める交付額の算定方法により行うものである。
4 この補助金は、交付要綱の5に掲げる事項を条件として交付するものである。	4 この補助金は、交付要綱の5に掲げる事項を条件として交付するものである。
5 事業に係る事業実績報告は、交付要綱の11に定めるところにより行わなければならない。	5 事業に係る事業実績報告は、交付要綱の11に定めるところにより行わなければならない。
6 この補助金の交付の決定の内容又は条件に不服がある場合における適正化法第9条第1項の規定による申請の取下げをすることのできる期限は、令和 年 月 日とする。	6 この補助金の交付の決定の内容又は条件に不服がある場合における適正化法第9条第1項の規定による申請の取下げをすることのできる期限は、令和 年 月 日とする。

令和6年度（令和5年度からの繰越分）母子保健衛生費国庫補助金交付要綱	令和5年度母子保健衛生費国庫補助金（令和5年度補正予算分）交付要綱
別紙様式第3	別紙様式第3
番 号 年 月 日	番 号 年 月 日
こども家庭庁長官 殿	こども家庭庁長官 殿
都道府県知事 市 町 村 長 特 別 区 長	都道府県知事 市 町 村 長 特 別 区 長
令和6年度（令和5年度からの繰越分）母子保健衛生費国庫補助金の 変更交付申請について	令和5年度母子保健衛生費国庫補助金（令和5年度補正予算分）の 変更交付申請について
標記について、次により国庫補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請する。 また、管内市町村分の申請書を受理し、その内容を審査した結果適正と認められるので、とりまとめて提出する。	標記について、次により国庫補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請する。 また、管内市町村分の申請書を受理し、その内容を審査した結果適正と認められるので、とりまとめて提出する。
1 国庫補助金申請額 金 円 既交付決定額 金 円 今回増加額 金 円	1 国庫補助金申請額 金 円 既交付決定額 金 円 今回増加額 金 円
2 令和6年度（令和5年度からの繰越分）母子保健衛生費国庫補助金所要額総括表 [別表]	2 令和5年度母子保健衛生費国庫補助金所要額総括表（令和5年度補正予算分） [別表]
3 国庫補助金所要額調書 [様式2]	3 国庫補助金所要額調書 [様式2]
4 添付書類 (1) 当該事業に関する歳入歳出予算書抄本 (2) その他参考資料 (3) 国庫補助金所要額市町村別集計表 [様式2-2] (4) 市町村長から提出のあった交付申請書	4 添付書類 (1) 当該事業に関する歳入歳出予算書抄本 (2) その他参考資料 (3) 国庫補助金所要額市町村別集計表 [様式2-2] (4) 市町村長から提出のあった交付申請書
※（ ）内については、交付要綱6（1）の例により都道府県が提出する場合についてのみ該当する。	※（ ）内については、交付要綱6（1）の例により都道府県が提出する場合についてのみ該当する。

令和6年度（令和5年度からの繰越分）母子保健衛生費国庫補助金交付要綱	令和5年度母子保健衛生費国庫補助金（令和5年度補正予算分）交付要綱
別紙様式第3－2	別紙様式第3－2
番 号	番 号
令和6年度（令和5年度からの繰越分）母子保健衛生費国庫補助金変更交付決定通知書	令和5年度母子保健衛生費国庫補助金変更交付決定通知書（令和5年度補正予算分）
市町村名	市町村名
令和 年 月 日こ成母第 号で交付決定された令和6年度（令和5年度からの繰越分）母子保健衛生費国庫補助金については、令和 年 月 日 第 号申請に基づき、令和 年 月 日こ成母第 号をもって、決定の内容を次のとおり変更することに決定されたので通知する。	令和 年 月 日こ成母第 号で交付決定された令和5年度母子保健衛生費国庫補助金（令和5年度補正予算分）については、令和 年 月 日 第 号申請に基づき、令和 年 月 日こ成母第 号をもって、決定の内容を次のとおり変更することに決定されたので通知する。
【超過交付額がある場合のみ記載】	【超過交付額がある場合のみ記載】
なお、超過交付となった金 円については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第18条第1項の規定により令和 年 月 日までに返還することを命ぜられたので併せて通知する。	なお、超過交付となった金 円については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第18条第1項の規定により令和 年 月 日までに返還することを命ぜられたので併せて通知する。
令和 年 月 日	令和 年 月 日
都道府県知事	都道府県知事
1 この補助金の交付の対象となる事業（以下「事業」という。）は、令和6年※月※日こ成母第※号こども家庭庁長官通知の別紙「令和6年度（令和5年度からの繰越分）母子保健衛生費国庫補助金交付要綱」の3に定める市町村が行う事業であり、その内容は令和 年 月 日 申請書記載のとおりである。	1 この補助金の交付の対象となる事業（以下「事業」という。）は、令和6年2月1日こ成母第27号こども家庭庁長官通知の別紙「令和5年度母子保健衛生費国庫補助金交付要綱（令和5年度補正予算分）」の3に定める市町村が行う事業であり、その内容は令和 年 月 日 申請書記載のとおりである。
2 事業に要する経費及び補助金の額は次のとおりである。ただし、事業の内容が変更される場合において、事業に要する経費又は補助金の額が変更されるときは、別に通知するところによるものとする。	2 事業に要する経費及び補助金の額は次のとおりである。ただし、事業の内容が変更される場合において、事業に要する経費又は補助金の額が変更されるときは、別に通知するところによるものとする。
事業に要する経費 金 円	事業に要する経費 金 円
内今回増加（減少）額 金 円	内今回増加（減少）額 金 円
補助金の額 金 円	補助金の額 金 円
内今回追加交付（減少）額 金 円	内今回追加交付（減少）額 金 円
3 この補助金の交付の決定の内容又は条件に不服がある場合における補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第9条第1項の規定による申請の取下げをすることのできる期限は、令和 年 月 日とする。	3 この補助金の交付の決定の内容又は条件に不服がある場合における補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第9条第1項の規定による申請の取下げをすることのできる期限は、令和 年 月 日とする。

令和6年度（令和5年度からの繰越分）母子保健衛生費国庫補助金交付要綱	令和5年度母子保健衛生費国庫補助金（令和5年度補正予算分）交付要綱
別紙様式第4	別紙様式第4
番号 年 月 日	番号 年 月 日
こども家庭庁長官 殿 都道府県知事 市 町 村 長 特 別 区 長	こども家庭庁長官 殿 都道府県知事 市 町 村 長 特 別 区 長
令和6年度（令和5年度からの繰越分）母子保健衛生費国庫補助金の事業実績報告について	令和5年度母子保健衛生費国庫補助金（令和5年度補正予算分）の事業実績報告について
標記の国庫補助金に係る事業実績を次のとおり報告する。 また、管内市町村分の事業実績報告書を受理し、その内容を審査した結果適正と認められるので、とりまとめて提出する。	標記の国庫補助金に係る事業実績を次のとおり報告する。 また、管内市町村分の事業実績報告書を受理し、その内容を審査した結果適正と認められるので、とりまとめて提出する。
1 国庫補助金精算額 金 円	1 国庫補助金精算額 金 円
2 令和6年度（令和5年度からの繰越分）母子保健衛生費国庫補助金精算額総括表 [別表]	2 令和5年度母子保健衛生費国庫補助金（令和5年度補正予算分）精算額総括表 [別表]
3 国庫補助金精算額調書 [様式3]	3 国庫補助金精算額調書 [様式3]
4 添付書類 (1) 当該事業に関する歳入歳出決算書（見込書）抄本 (2) その他参考資料 (3) 国庫補助金精算額市町村別集計表 [様式3-2] (4) 市町村長から提出のあった事業実績報告書	4 添付書類 (1) 当該事業に関する歳入歳出決算書（見込書）抄本 (2) その他参考資料 (3) 国庫補助金精算額市町村別集計表 [様式3-2] (4) 市町村長から提出のあった事業実績報告書
※（ ）内については、交付要綱11（1）により都道府県が提出する場合についてのみ該当する。	※（ ）内については、交付要綱11（1）により都道府県が提出する場合についてのみ該当する。

令和6年度（令和5年度からの繰越分）母子保健衛生費国庫補助金交付要綱	令和5年度母子保健衛生費国庫補助金（令和5年度補正予算分）交付要綱
別紙様式第4－2 番 号 令和<u>6</u>年度（<u>令和5年度からの繰越分</u>）母子保健衛生費国庫補助金交付額確定通知書 市町村名 令和 年 月 日 第 号で交付決定の通知をした令和<u>6</u>年度（<u>令和5年度からの繰越分</u>）母子保健衛生費国庫補助金については、令和 年 月 日 第 号事業実績報告に基づき、令和 年 月 日こ成母第 号をもって交付額が金 円に確定されたので通知する。 （超過交付額が生じた場合） なお、超過交付となった金 円については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第18条第2項の規定により、令和 年 月 日までに返還することを命ぜられたので併せて通知する。 令和 年 月 日 都道府県知事	別紙様式第4－2 番 号 令和<u>5</u>年度母子保健衛生費国庫補助金交付額確定通知書（<u>令和5年度補正予算分</u>） 市町村名 令和 年 月 日 第 号で交付決定の通知をした令和<u>5</u>年度母子保健衛生費国庫補助金（<u>令和5年度補正予算分</u>）については、令和 年 月 日 第 号事業実績報告に基づき、令和 年 月 日こ成母第 号をもって交付額が金 円に確定されたので通知する。 （超過交付額が生じた場合） なお、超過交付となった金 円については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第18条第2項の規定により、令和 年 月 日までに返還することを命ぜられたので併せて通知する。 令和 年 月 日 都道府県知事

令和6年度（令和5年度からの繰越分）母子保健衛生費国庫補助金交付要綱	令和5年度母子保健衛生費国庫補助金（令和5年度補正予算分）交付要綱
別紙様式第5	別紙様式第5
番 年 月 日	番 年 月 日
こども家庭庁長官 殿	こども家庭庁長官 殿
都道府県知事 市町村長 特別区長	都道府県知事 市町村長 特別区長
令和6年度消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書	令和5年度消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書
令和 年 月 日こ成母第 号により交付決定があった母子保健衛生費補助金について、令和6年度（令和5年度からの繰越分）母子保健衛生費国庫補助金交付要綱5（8）の規定に基づき、下記のとおり報告する。	令和 年 月 日こ成母第 号により交付決定があった母子保健衛生費補助金について、令和5年度母子保健衛生費国庫補助金交付要綱（令和5年度補正予算分）5（8）の規定に基づき、下記のとおり報告する。
1 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第15条の規定による確定額又は事業実績報告による精算額	1 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第15条の規定による確定額又は事業実績報告による精算額
金 円	金 円
2 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（要国庫補助金返還相当額）	2 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（要国庫補助金返還相当額）
金 円	金 円
3 添付資料 記載内容を確認するための書類（確定申告書の写し、課税売上割合等が把握できる資料、特定収入の割合を確認できる資料）を添付する。	3 添付資料 記載内容を確認するための書類（確定申告書の写し、課税売上割合等が把握できる資料、特定収入の割合を確認できる資料）を添付する。

令和6年度（令和5年度からの繰越分）母子保健衛生費国庫補助金交付要綱	令和5年度母子保健衛生費国庫補助金（令和5年度補正予算分）交付要綱																																				
別表 令和6年度（令和5年度からの繰越分）母子保健衛生費国庫補助金所要額総括表 都道府県名 <table><thead><tr><th></th><th>国庫補助基本額</th><th>要国庫補助額</th></tr></thead><tbody><tr><td>都道府県事業</td><td></td><td></td></tr><tr><td>合 計</td><td></td><td></td></tr></tbody></table> 別表 令和6年度（令和5年度からの繰越分）母子保健衛生費国庫補助金所要額総括表 市区町村名 <table><thead><tr><th></th><th>国庫補助基本額</th><th>要国庫補助額</th></tr></thead><tbody><tr><td>市区町村事業</td><td></td><td></td></tr><tr><td>合 計</td><td></td><td></td></tr></tbody></table>		国庫補助基本額	要国庫補助額	都道府県事業			合 計				国庫補助基本額	要国庫補助額	市区町村事業			合 計			別表 令和5年度母子保健衛生費国庫補助金（令和5年度補正予算分）所要額総括表 都道府県名 <table><thead><tr><th></th><th>国庫補助基本額</th><th>要国庫補助額</th></tr></thead><tbody><tr><td>都道府県事業</td><td></td><td></td></tr><tr><td>合 計</td><td></td><td></td></tr></tbody></table> 別表 令和5年度母子保健衛生費国庫補助金（令和5年度補正予算分）所要額総括表 市区町村名 <table><thead><tr><th></th><th>国庫補助基本額</th><th>要国庫補助額</th></tr></thead><tbody><tr><td>市区町村事業</td><td></td><td></td></tr><tr><td>合 計</td><td></td><td></td></tr></tbody></table>		国庫補助基本額	要国庫補助額	都道府県事業			合 計				国庫補助基本額	要国庫補助額	市区町村事業			合 計		
	国庫補助基本額	要国庫補助額																																			
都道府県事業																																					
合 計																																					
	国庫補助基本額	要国庫補助額																																			
市区町村事業																																					
合 計																																					
	国庫補助基本額	要国庫補助額																																			
都道府県事業																																					
合 計																																					
	国庫補助基本額	要国庫補助額																																			
市区町村事業																																					
合 計																																					

令和6年度（令和5年度からの繰越分）母子保健衛生費国庫補助金交付要綱

令和5年度母子保健衛生費国庫補助金（令和5年度補正予算分）交付要綱

様式1 国庫補助金所要額調査書
(都道府県・指定都市・中核市用)

種 目 等		総事業費 ①	寄付金その他の 収入額②	差引額 (①-②) ③	対象経費の支 出予定額④	都道府県・指定都市・中核市名					備考	
						基準額			国庫補助 基本額			要国庫補助額 (⑧×補助率) ⑨
						月数・人数⑤	単価⑥	基準額 (⑤× ⑥) ⑦	⑧			
		円	円	円	円	円	円	円	円	円		
「1か月児」及び 「5歳児」健康診査 支援事業	「1か月児」健康診査											
	「5歳児」健康診査											
	計											
新生児マススクリーニング検査に関する実証事業												
妊産婦のメンタルヘルスに関するネットワーク構築 事業												
合 計												

(注1)「国庫補助基本額⑧」欄は、③、④及び⑦とを比較して少ない方の額を記入すること。
(注2)「合計」欄の「要国庫補助額」において、千円未満の端数が生じた場合は、切り捨てること。

様式1 国庫補助金所要額調査書
(都道府県・指定都市・中核市用)

都道府県・指定都市・中核市名						都道府県・指定都市・中核市名					備考
種 目 等		総事業費 ①	寄付金その他の 収入額②	差引額 (①-②) ③	対象経費の支 出予定額④	基準額			国庫補助 基本額 ⑧	要国庫補助額 (⑧×補助率) ⑨	
						月数・人数⑤	単価⑥	基準額 (⑤× ⑥) ⑦			
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
「1か月児」及び 「5歳児」健康診査 支援事業	「1か月児」健康診査										
	「5歳児」健康診査										
	計										
新生児マススクリーニング検査に関する実証事業											
妊産婦のメンタルヘルスに関するネットワーク構築 事業											
合 計											

(注1)「国庫補助基本額⑧」欄は、③、④及び⑦とを比較して少ない方の額を記入すること。
(注2)「合計」欄の「要国庫補助額」において、千円未満の端数が生じた場合は、切り捨てること。

様式1 国庫補助金所要額調査（市区町村用）
（略）

様式1 国庫補助金所要額調査書
(市区町村用)

(市区町村用)						市区町村名					
種 目 等		総事業費 ①	寄付金その 他の収入額 ②	差引額 (①-②) ③	対象経費の 支出予定額 ④	基準額			国庫補助 基本額 ⑧	要国庫補助額 (⑧×補助率) ⑨	備考
						人数⑤	単価⑥	基準額 ⑤× ⑥) ⑦			
		円	円	円	円			円	円	円	
「1か月児」及び 「5歳児」健康診査 支援事業	「1か月児」健康診査										
	「5歳児」健康診査										
合 計											

(注1)「国庫補助基本額⑧」欄は、③、④及び⑦とを比較して少ない方の額を記入すること。
(注2)「合計」欄の「要国庫補助額」において、千円未満の端数が生じた場合は、切り捨てること。

令和6年度（令和5年度からの繰越分）母子保健衛生費国庫補助金交付要綱

様式1－2 国庫補助金所要額市町村別集計表（略）

様式2 国庫補助金所要額調査書（都道府県・指定都市・中核市用）

種 目 等		総事業費 ①	寄付金その他の収入額 ②	差引額 ①－② ③	対象経費の支出予定額 ④	基準額			国庫補助 基本額 ⑧	要国庫補助額 ⑧×補助率 ⑨	備考	既交付 決定額 ⑩	増加（△減少）額 ⑪
						月数・人数 ⑤	単価 ⑥	基準額 ③× ⑥ ⑦					
「1か月児」及び「5歳児」健康診査支援事業	「1か月児」健康診査												
	「5歳児」健康診査												
	計												
	合 計												
新生児マススクリーニング検査に関する実証事業													
妊産婦のメンタルヘルスに関するネットワーク構築事業													
合 計													

（注1）「国庫補助基本額⑧」欄は、③、④及び⑦とを比較して少ない方の額を記入すること。

（注2）「合計」欄の「要国庫補助額」において、千円未満の端数が生じた場合は、切り捨てること。

令和5年度母子保健衛生費国庫補助金（令和5年度補正予算分）交付要綱

様式1－2 国庫補助金所要額市町村別集計表

様式2 国庫補助金所要額調査書（都道府県・指定都市・中核市用）

種 目 等		総事業費 ①	寄付金その他の収入額 ②	差引額 ①－② ③	対象経費の支出予定額 ④	基準額			国庫補助 基本額 ⑧	要国庫補助額 ⑧×補助率 ⑨	備考	既交付 決定額 ⑩	増加（△減少）額 ⑪
						月数・人数 ⑤	単価 ⑥	基準額 ③× ⑥ ⑦					
「1か月児」及び「5歳児」健康診査支援事業	「1か月児」健康診査												
	「5歳児」健康診査												
	計												
	合 計												
新生児マススクリーニング検査に関する実証事業													
妊産婦のメンタルヘルスに関するネットワーク構築事業													
合 計													

（注1）「国庫補助基本額⑧」欄は、③、④及び⑦とを比較して少ない方の額を記入すること。

（注2）「合計」欄の「要国庫補助額」において、千円未満の端数が生じた場合は、切り捨てること。

令和6年度（令和5年度からの繰越分）母子保健衛生費国庫補助金交付要綱

様式2 国庫補助金所要額調書（市区町村用）
(略)

様式2－2 国庫補助金所要額市町村別集計表
(略)

別表

令和6年度（令和5年度からの繰越分）母子保健衛生費国庫補助金精算額総括表

都道府県名

	要国庫補助額	交付決定額	国庫補助金受入済額	返納額
都道府県事業				
合 計				

令和5年度母子保健衛生費国庫補助金（令和5年度補正予算分）交付要綱

様式2 国庫補助金所要額調書
(市区町村用)

種 目 等		総事業費 ①	寄付金その他の収入額 ②	差引額 (①－②) ③	対象経費の 支出予定額 ④	基準額			国庫補助 基本額 ⑧	要国庫補助額 (⑧×補助率) ⑨	備考	現交付 決定額 ⑩	増加（△減 少）額 (⑩－⑨)⑪					
						人数⑤	単価⑥	基準額（⑤× ⑥）⑦										
「1か月児」及び「5歳児」健康診査支援事業	「1か月児」健康診査																	
	「5歳児」健康診査																	
合 計																		

(注1) 「国庫補助基本額⑧」欄は、③、④及び⑦とを比較して少ない方の額を記入すること。

(注2) 「合計」欄の「要国庫補助額」において、千円未満の端数が生じた場合は、切り捨てること。

様式2－2 国庫補助金所要額市町村別集計表

市町村名	区分	種 目 等		総事業費 ①	寄付金その他の収入額 ②	差引額 (①－②) ③	対象経費の 支出予定額 ④	基準額			国庫補助 基本額 ⑧	要国庫補助額 (⑧×補助率) ⑨	備考	現交付 決定額 ⑩	増加（△減 少）額 (⑩－⑨)⑪
								人数⑤	単価⑥	基準額（⑤× ⑥）⑦					
都道府県 合計	「1か月児」及び「5歳児」健康診査支援事業	「1か月児」健康診査													
		「5歳児」健康診査													
		合計													
	合計														
市町村名	「1か月児」及び「5歳児」健康診査支援事業	「1か月児」健康診査													
		「5歳児」健康診査													
		合計													
	合計														
市町村名	「1か月児」及び「5歳児」健康診査支援事業	「1か月児」健康診査													
		「5歳児」健康診査													
		合計													
	合計														

(注) この表は、市町村長から提出された国庫補助金所要額調書に基づいて作成すること。

別表

令和5年度母子保健衛生費国庫補助金（令和5年度補正予算分）精算額総括表

都道府県名

	要国庫補助額	交付決定額	国庫補助金受入済額	返納額
都道府県事業				
合 計				

令和6年度（令和5年度からの繰越分）母子保健衛生費国庫補助金交付要綱

別表

令和6年度（令和5年度からの繰越分）母子保健衛生費国庫補助金精算額総括表

市区町村名

	要国庫補助額	交付決定額	国庫補助金受入済額	返納額
市区町村事業				
合 計				

様式3 国庫補助金精算額調書
（都道府県・指定都市・中核市用）

種 目 等		総事業費 ①	寄付金その他の収入額 ②	差引額 (①-②) ③	対象経費の 支出額④	基準額				国庫補助 基本額 ⑧	要国庫補助額 (⑧×補助率) ⑨	備考	交付決定額 ⑩	国庫補助金 受入額 ⑪	差引額(△)不足額 (⑩-⑪) ⑫	精算額 ⑬	
						月数・人数⑤		単価⑥	基準額 (⑤× ⑥) ⑦								
						円	円	円	円								円
「1か月児」及び 「5歳児」健康診 査支援事業	「1か月児」健康診査																
	「5歳児」健康診査																
	計																
新生児マススクリーニング検査に関する実証事業																	
妊産婦のメンタルヘルスに関するネットワーク構築 事業																	
合 計																	

（注1）「国庫補助基本額⑧」欄は、③、④及び⑦とを比較して少ない方の額を記入すること。

（注2）「合計」欄の「要国庫補助額」において、千円未満の端数が生じた場合は、切り捨てること。

（注3）「精算額⑬」欄は、⑫の合計額及び⑩とを比較して少ない方の額を記入すること。

様式3 国庫補助金精算額調書（市区町村用）
（略）

令和5年度母子保健衛生費国庫補助金（令和5年度補正予算分）交付要綱

別表

令和5年度母子保健衛生費国庫補助金（令和5年度補正予算分）精算額総括表

市区町村名

	要国庫補助額	交付決定額	国庫補助金受入済額	返納額
市区町村事業				
合 計				

様式3 国庫補助金精算額調書
（都道府県・指定都市・中核市用）

種 目 等		総事業費 ①	寄付金その他の収入額 ②	差引額 (①-②) ③	対象経費の 支出額④	基準額				国庫補助 基本額 ⑧	要国庫補助額 (⑧×補助率) ⑨	備考	交付決定額 ⑩	国庫補助金 受入額 ⑪	差引額(△)不足額 (⑩-⑪) ⑫	精算額 ⑬	
						月数・人数⑤		単価⑥	基準額 (⑤× ⑥) ⑦								
						円	円	円	円								円
「1か月児」及び 「5歳児」健康診 査支援事業	「1か月児」健康診査																
	「5歳児」健康診査																
	計																
新生児マススクリーニング検査に関する実証事業																	
妊産婦のメンタルヘルスに関するネットワーク構築 事業																	
合 計																	

（注1）「国庫補助基本額⑧」欄は、③、④及び⑦とを比較して少ない方の額を記入すること。

（注2）「合計」欄の「要国庫補助額」において、千円未満の端数が生じた場合は、切り捨てること。

（注3）「精算額⑬」欄は、⑫の合計額及び⑩とを比較して少ない方の額を記入すること。

様式3 国庫補助金精算額調書
（市区町村用）

種 目 等		総事業費 ①	寄付金その他の収入額 ②	差引額 (①-②) ③	対象経費の 支出額④	基準額				国庫補助 基本額 ⑧	要国庫補助額 (⑧×補助率) ⑨	備考	交付決定額 ⑩	国庫補助金 受入額 ⑪	差引額(△)不足額 (⑩-⑪) ⑫	精算額 ⑬	
						人数⑤		単価⑥	基準額 (⑤× ⑥) ⑦								
						円	円	円	円								円
「1か月児」及び 「5歳児」健 康診査支援事業	「1か月児」健康診査																
	「5歳児」健康診査																
	合 計																

（注1）「国庫補助基本額⑧」欄は、③、④及び⑦とを比較して少ない方の額を記入すること。

（注2）「合計」欄の「要国庫補助額」において、千円未満の端数が生じた場合は、切り捨てること。

（注3）「精算額⑬」欄は、⑫の合計額及び⑩とを比較して少ない方の額を記入すること。

令和6年度（令和5年度からの繰越分）母子保健衛生費国庫補助金交付要綱

様式 3 - 2 国庫補助金精算額市町村別集計表
(略)

令和5年度母子保健衛生費国庫補助金（令和5年度補正予算分）交付要綱

[illegible]

(注) この表は、市町村長から提出された国庫補助金精算願調書に基づいて作成すること。

こ 成 母 第 375 号
令和5年12月28日
一部改正 こ 成 母 第 277 号
令和6年6月21日

都 道 府 県 知 事
各 市 町 村 長 殿
特 別 区 区 長

こども家庭庁成育局長
(公 印 省 略)

母子保健医療対策総合支援事業（令和5年度補正予算分）の実施について

母子保健医療対策総合支援事業については、この度、母子保健医療対策総合支援事業（令和5年度補正予算分）実施要綱を別紙のとおり定め、令和6年1月1日から適用することとしたので、御了知の上、本事業の実施につきお願いします。

別紙

母子保健医療対策総合支援事業（令和5年度補正予算分）実施要綱

第1 趣旨

近年の少子化、核家族化、女性の社会進出等に伴い、こどもが健やかに生まれ育つための環境づくりの推進を図ることは重要な課題であり、その中心的役割を担う母子保健医療対策の充実強化が求められている。

母子保健医療対策総合支援事業は、このような課題に対応し、次世代育成支援対策の推進等に必要な総合的な施策を実施するものである。

第2 事業内容

各事業の種類は以下のとおりとし、内容については各事業の別添によること。

- 1 1か月児及び5歳児健康診査支援事業（別添1）
- 2 新生児マススクリーニング検査に関する実証事業（別添2）
- 3 妊産婦のメンタルヘルスに関するネットワーク構築事業（別添3）

第3 国の助成

母子保健医療対策総合支援事業の各事業に要する経費については、国は予算の範囲内において別に定めるところにより補助することができるものとする。

ただし、法律、政令、省令等に基づき他から国庫補助金が交付される事業は対象から除外する。

第4 事業計画

この実施要綱に基づく各事業を実施する場合には、事業計画を策定し、別に定める期日までにこども家庭庁に提出すること。

別添 1

1 か月児及び5歳児健康診査支援事業

第1 総則的事項

1 事業目的

乳幼児健康診査については、母子保健法により、市町村において1歳6か月児及び3歳児に対する健康診査の実施が義務付けられている。また、3から6か月頃及び9から11か月頃の健康診査についても、多くの自治体で実施されている状況となっている。こうした中で、新たに1か月児及び5歳児に対する健康診査の費用を助成することにより、出生後から就学前までの切れ目のない健康診査の実施体制を整備する。

2 実施主体

本事業の実施主体は、市町村（特別区を含む。）とする。

3 健康診査の種類

健康診査の種類は、1か月児健康診査及び5歳児健康診査とする。

4 その他

この実施要綱に定める事項以外の事項については、「乳幼児に対する健康診査の実施について」（平成10年4月8日児発第285号厚生省児童家庭局長通知）の第1に定める総則的事項を参照すること。

第2 各論的事項

1 1か月児健康診査

（1）目的

早期に発見し、介入することにより疾病予後の改善が見込まれる身体疾患が顕在化する時期である1か月児に対して健康診査を行い、疾病及び異常を早期に発見し、適切な指導を行うことで、その進行を未然に防止するとともに、養育環境を評価し、養育者への育児に関する助言を行い、もって乳児の健康の保持及び増進を図ることを目的とする。

（2）健康診査の種類

健康診査の種類は、一般健康診査（原則、1か月児健康診査を実施する医療機関（以下「実施機関」という。）に委託して行う個別健康診査）とする。

（3）健康診査を実施する担当者

十分な経験を有し、新生児・乳児の保健医療に習熟した医師により実施することとする。なお、担当者を医師とした上で、十分な経験を有し、保健医療に習熟した助産師、看護師と協力して実施することは差し支えない。

（4）実施対象者

一般健康診査の対象者は、標準的には、出生後27日を超え、生後6週に達しない乳児とする。

（5）項目等

一般健康診査の項目は以下のとおりとする。

- ① 身体発育状況
- ② 栄養状態
- ③ 疾病及び異常の有無
- ④ 新生児聴覚検査、先天性代謝異常検査の実施状況の確認

⑤ ビタミン K₂投与の実施状況の確認及び必要に応じて投与

⑥ 育児上問題となる事項

(6) 診査費の請求

実施機関が、本事業における 1 か月児健康診査を行った場合のこれに要した費用の請求は、一般健康診査 1 人当たり 4 千円を上限として、市町村長に行うものとする。

(7) 留意事項

ア 1 か月児健康診査の結果を実施機関から市町村に速やかに報告されるよう連携体制を整備するなど、実施機関との連携を密に行うとともに、健康診査の結果等の情報の活用などにより出産・子育て応援交付金による伴走型相談支援事業の効果的な実施につなげる。また、健康診査の実施が虐待の予防及び早期発見に資するものであることに留意し、こども家庭センターなどの関係機関とも連携しながら、必要な支援体制の整備を行うこと。実施機関において実施対象者が未受診であることを把握した場合は、速やかに市町村の担当窓口へ情報共有することが望ましい。

イ 本事業の実施対象者が居住地以外の実施機関において 1 か月児健康診査を受診する場合等、1 か月児健康診査を実施機関に委託して行うことが困難な場合については、1 か月児健康診査の結果が市町村へ速やかに報告されるよう実施機関と連携する場合に限り、1 か月児健康診査にかかる費用を実施対象者へ直接助成することを認める。

ウ 1 か月児健康診査の実施に当たっては、別に示す 1 か月児健康診査の間診票及び健康診査票を参考とすること。

2 5 歳児健康診査

(1) 目的

幼児期において幼児の言語の理解能力や社会性が高まり、発達障害が認知される時期であり、保健、医療、福祉による対応の有無が、その後の成長・発達に影響を及ぼす時期である 5 歳児に対して健康診査を行い、こどもの特性を早期に発見し、特性に合わせた適切な支援を行うとともに、生活習慣、その他育児に関する指導を行い、もって幼児の健康の保持及び増進を図ることを目的とする。

(2) 健康診査の種類

健康診査の種類は、一般健康診査（原則、市町村保健センター等において行う集団健康診査）とする。

一般健康診査は、(5) の項目等の確認に加え、必要な児・保護者に対して多職種による専門相談及び健診後カンファレンスを実施すること。

※ 巡回方式や園医方式を組み合わせる場合を含む。なお、その場合であっても、必要な児・保護者に専門相談を提供するとともに、対象となる年齢の幼児全てに健康診査を実施できるよう工夫すること。

(3) 健康診査を実施する担当者

十分な経験を有し、幼児の保健医療に習熟した医師、保健師、管理栄養士、心理相談を担当する者等により実施すること。

(4) 実施対象者

一般健康診査の対象者は、実施年度に満 5 歳になる幼児とする。標準的には、4 歳 6 か月から 5 歳 6 か月となる幼児を対象とする。

(5) 項目等

一般健康診査の項目は以下のとおりとする。

① 身体発育状況

- ② 栄養状態
- ③ 精神発達の状況
- ④ 言語障害の有無
- ⑤ 育児上問題となる事項(生活習慣の自立、社会性の発達、しつけ、食事、事故等)
- ⑥ その他の疾病及び異常の有無

(6) 留意事項

ア 健康診査に際して行われる指導においては、家族の育児面での情緒を養い、児童に対する虐待防止等が図られるよう、十分留意した指導を行うものとする。

健康診査の結果、発達障害等（発達障害等の疑いを含む。）と判定された幼児について、就学前までに必要な支援につなげることができるよう、関係部局や都道府県等とも協力しながら、地域における必要な支援体制の整備を行うこと。

イ 5歳児健康診査の実施に当たっては、別に示す5歳児健康診査の問診票及び健康診査票並びにこども家庭科学研究の研究班により作成された5歳児健康診査マニュアルを参考とすること。

新生児マススクリーニング検査に関する実証事業

1. 背景

新生児マススクリーニング検査（先天性代謝異常等検査）については、現在、都道府県・指定都市において「先天性代謝異常等検査の実施について」（平成 30 年 3 月 30 日 付子母発 0330 第 2 号厚生労働省子ども家庭局母子保健課長通知。以下「課長通知」という。）に基づき 20 疾患を対象に実施されているところであるが、近年の治療薬の開発等により、対象疾患の追加の必要性が指摘されていることから、令和 5 年度より国において科学研究（こども家庭科学研究）を実施し、対象疾患を追加する場合の検査・診療体制や遺伝カウンセリングにおける課題に関する対応策を得ることとしている。

2. 事業目的

1 の背景を踏まえ、「新生児マススクリーニング検査に関する実証事業」（以下「実証事業」という。）に参画する都道府県及び指定都市において、重症複合免疫不全症（Severe combined immunodeficiency : SCID。以下「SCID」という。）及び脊髄性筋萎縮症（Spinal muscular atrophy : SMA。以下「SMA」という。）に関する新生児マススクリーニング検査をモデル的に実施する。さらに、地域における検査・診療体制や遺伝カウンセリングの整備状況の把握等を行うこども家庭科学研究の研究班（「新規疾患の新生児マススクリーニングに求められる実施体制の構築に関する研究」の研究班。以下「研究班」という。）と連携・協力を行うことで、対象疾患の拡充に向けた検討に資するデータや情報を収集し、その結果を踏まえて、SCID 及び SMA を対象とする新生児マススクリーニング検査の全国展開を目指す。

3. 実施主体

都道府県及び指定都市。

なお、実証事業の参画に当たっては、（1）～（5）の要件を満たすこと。

- （1） 新生児の血液による、SCID 及び SMA に対する新生児マススクリーニング検査を実施する体制が整っていること。当該検査については、20 疾患を対象に実施されている新生児マススクリーニング検査と共通のろ紙血を用いるなど、現状の 20 疾患の検査と連動して実施する必要があること。また、検査は、各都道府県又は指定都市の地方衛生研究所等の機関で実施する又は検査を適切に実施できる機関に委託して実施すること。なお、新生児マススクリーニング検査により SCID 及び SMA に関する異常を早期に発見し、速やかにその後の適切な治療等につなげる観点から、現状の 20 疾患に対する新生児マススクリーニング検査の検体検査機関で一括して検査を行う体制を構築することが望ましい。
- （2） 新生児マススクリーニング検査で SCID 及び SMA に関する異常又は異常の疑いのある事例について、精密検査、遺伝カウンセリング、治療が実施できる医療体制が整っており、かつ、新生児の保護者に対し適切な医療機関を紹介すること。実証事業に参画する都道府県または指定都市以外に所在する医療機関と適切に連携する場合も認められること。
- （3） 新生児マススクリーニング検査の検査結果及び精密検査の結果等（検査実施数、検査異常者数（疑いを含む）、疾病別患者数等）を把握し、こども家庭庁及び研究班へ報告すること。
- （4） SCID 及び SMA に対する新生児マススクリーニング検査に関して、自治体、医療機関等、検体検査機関で必要な情報共有を行うこと。

- (5) 本事業の検査精度の維持向上を図るため、検査に関する精度試験等を適当と認める精度管理機関に次に掲げる事項を委託して行い、その結果に基づき、検体検査機関に対し、必要な指導を行うこと。また、外部精度管理を実施する他に内部精度管理を実施するよう努めること。
- ア 検査に関する精度の維持向上を図るための精度管理試験
 - イ 必要な技術指導及び研修
 - ウ その他精度管理上必要なもの

4. 事業内容

5の実施方法により、実施主体においてモデル的に2疾患（SCID、SMA）を対象とする新生児マススクリーニング検査を実施するとともに、こども家庭庁及び研究班に対し新生児マススクリーニング検査の検査結果や精密検査の結果等の必要なデータを提供するなど連携・協力すること。

5. 実施方法

(1) 検体検査機関の指定

実施主体は、課長通知（※1）を参考に、実証事業を円滑に実施するために、2疾患（SCID、SMA）に係る新生児マススクリーニング検査を実施できる検体検査機関を指定する。

（※1）「先天性代謝異常等検査の実施について」（平成30年3月30日付子母発0330第2号厚生労働省子ども家庭局母子保健課長通知）（抄）

5 検査機関

検査は、各都道府県又は指定都市の地方衛生研究所等の機関又は検査を適切に実施できる機関に委託するものとする。

6 検査の実施等

(1) 検査機関は、以下のことを実施すること。

ア 医療機関等から送付された検体（新生児から採取した血液を代謝異常検査用濾紙にしみこませたもの）について速やかに検査を行うものとする。採血不備等により検査不能な検体があった場合は、直ちに採血した医療機関等に対し、再採血を依頼すること。

イ （略）

ウ 検査終了後、その結果を速やかに当該医療機関等へ通知すること。なお、異常又は異常の疑いのある事例については、早期治療の重要性に鑑み、医療機関への通知に当たっては、当該新生児の保護者に迅速かつ的確に伝達できるよう医療機関等への通知方法に配慮すること。

(2) 分娩取扱医療機関等における保護者（妊婦及びパートナー）に対する検査の説明と同意取得及び採血の実施

原則として、現状の20疾患を対象に新生児マススクリーニング検査を実施している全ての分娩取扱医療機関等において、2疾患（SCID、SMA）を対象とする新生児マススクリーニング検査を実施する。当該医療機関等において、2疾患（SCID、SMA）を対象とする新生児マススクリーニング検査の内容及び当該検査結果や精密検査の結果等をこども家庭庁及び研究班へ報告することについて保護者に対して説明し、説明同意書により同意の取得を行った上で、採血を行い、(1)により指定された検体検査機関に検体及び同意取得書（原本またはコピー）を送付する。なお、保護者に対する説明と同意取得の際に用いる文書は、別添様式1の説明同意書及び別添様式2の説明用リーフレットを参考にする。

(3) 精密検査等を実施する医療機関（以下「精査医療機関」という。）の指定

実施主体は、SCID、SMAに関する新生児マススクリーニング検査陽性者が受診す

る精密検査等を実施する精査医療機関を指定する。なお、精査医療機関の選定に際しては、

- ・ SCID、SMA に関する精密検査を実施できるとともに、保護者に対して、精密検査の前後に検査の内容や結果について適切な説明を行う体制が整備されていること。
- ・ 新生児マススクリーニング検査が陽性または精密検査の結果が陽性だった新生児の保護者やその他の家族に対して遺伝カウンセリングを実施できる体制が整備されていること。
- ・ 精密検査の結果が陽性だった新生児に対して、遅滞なく治療を実施できる体制が整備されていること。また、当該精査医療機関で治療が実施できない場合には、治療可能な医療機関を紹介できること。

を考慮して、決定すること。地域の状況に応じて、実施主体の域内に複数の精査医療機関を指定すること、域外の医療機関を精査医療機関として指定することも妨げない。

(4) 実施主体による情報提供

実施主体は、(2)により保護者から同意取得した新生児に係る新生児マススクリーニング検査の結果及び精密検査の結果等（検査実施数、検査異常者数（疑いを含む）、疾病別患者数等）を把握し、こども家庭庁成育局母子保健課及び母子保健課を通じて研究班へ報告する。報告は3か月ごとに、別添様式3の様式により別に定める期日までに報告を行うこと。

また、こども家庭庁及びこども家庭庁の研究班への報告後に、新たな情報が得られた場合（精密検査中の児の結果が判明した場合など）は、次の報告時に数字を更新して再度提出すること。

(5) 検体検査機関及び精査医療機関による情報提供

実施主体が指定する検体検査機関及び精査医療機関は、当該検体検査機関及び精査医療機関で実施する新生児マススクリーニング検査の検査結果及び精密検査の結果等（(2)により保護者から同意取得した新生児に係る結果等に限る）の別添様式3に関する情報を実施主体に報告すること。

6. 検査費用の負担

実施主体は、5の(2)により同意を取得した保護者のSCID及びSMAに対する新生児マススクリーニング検査の費用（検体検査機関が実施する検査の費用とし、分娩取扱機関等が実施する採血の費用等は除く。）の全てを負担すること。

7. 留意事項

- (1) 新生児マススクリーニング検査や精密検査、遺伝カウンセリングや治療の体制構築については、地域の医療機関や検体検査機関、医師会等の関係団体等と協議し、連携を行うこと。その際、地域の関係者が参画する新生児マススクリーニング連絡協議会等の場を活用することも検討すること。
- (2) 実施主体は、検査の結果、SCID及びSMAに関する異常又は疑いの認められた場合は、直ちに採血した分娩取扱医療機関等を通じ、保護者に5(3)により指定された精査医療機関の紹介等適切な措置をとるとともに、保健所へ連絡する等事後指導に万全を期すよう配慮すること。
- (3) 保護者及び新生児が、里帰り出産や転居により検査を行った実施主体とは異なる自治体に移動した場合であっても、検査結果を伝えられるような連絡体制をとり、異常又は疑いの認められた場合には、適切な医療機関の受診を促すこと。また、このような場合についても、医療機関、検体検査機関、自治体間で連携を取

り、精査結果の把握に努めること。

妊産婦のメンタルヘルスに関するネットワーク構築事業

(1) 目的

各地域において、妊産婦のメンタルヘルス（精神疾患を含む）の診療に係る中核的な精神科医療機関（精神科を標ぼうする産婦人科医療機関を含む。以下同じ。）を中心として、地域の精神科医療機関、産婦人科医療機関、都道府県（母子保健担当部局、精神保健担当部局、保健所、精神保健福祉センター等）、市町村（母子保健担当部局、こども家庭センター等）、関係機関（産後ケア事業等の母子保健事業の実施機関等）等の行政機関も含めたネットワークを構築し、妊産婦のメンタルヘルスに関する課題に対応するための体制整備を図る。

(2) 実施主体

本事業の実施主体は、都道府県とする。ただし、事業運営の一部を適切な事業運営が確保できると認められる機関又は団体に委託することができるものとする。

(3) 事業内容

都道府県は、妊産婦のメンタルヘルスの診療に係る中核的な精神科医療機関（以下「拠点病院」という。）を選定し、以下の①～⑤の全ての取組を行うものとする。なお⑥の取組については、地域の実情等を勘案し、必要に応じて行うものとする。

① ネットワーク構築・運用

拠点病院や都道府県、地域の精神科医療や周産期医療に携わる医師、助産師等看護職、市町村の代表、関係機関・団体の代表、その他妊産婦のメンタルヘルスケアに携わる関係者（精神保健福祉士、公認心理師等）等を構成員とする妊産婦のメンタルヘルスに関する協議会を設置・開催し、情報の共有、地域における連携体制・役割分担の決定等、妊産婦のメンタルヘルスの課題に対応する地域のネットワーク体制を整備すること。協議会については、本事業の目的が達成されるものであれば都道府県等が設置する周産期医療に関する協議会等の既存の会議体を活用することも可能とする。

② 地域の診療体制の見える化・整備

妊産婦のメンタルヘルスの診療が可能な地域の精神科医療機関のリストを作成し、地域の関係機関と共有すること。また、メンタルヘルスの課題を有し、支援が必要な妊産婦を把握した場合の地域におけるフォロー体制図や情報連携に係る様式の作成、医学的判断・対応に迷う事例について地域における相談先に関する協議を行うこと。フォロー体制図や情報連携の様式の作成等の検討に当たっては、①の協議会等を活用すること。なお、すでにリストや情報連携の様式がある場合には、新たに作成する必要はないが、定期的に見直しを行うこと。

③ コーディネーターの配置

メンタルヘルスの課題を有し、支援が必要な妊産婦を地域の精神科医療機関での適切な受診や必要な支援につなげるために、拠点病院等にコーディネーターを配置すること。地域の実情に応じて、拠点病院以外の施設に配置しても差し支えない。コーディネーターの業務については、（5）を参照とすること。

④ 関係者による症例検討の実施

医療機関や行政機関、関係機関等においてメンタルヘルスの課題を有し、支援が必要な妊産婦を把握した場合に、拠点病院を含む医療機関の医師、助産師等看護職、都道府県・市町村の保健師等、関係機関等その他妊産婦のメンタルヘルス

ケアに携わる関係者により、症例の共有・相談等を行う症例検討を定期的実施すること。

⑤ 人材育成・研修

医療従事者や関係機関等を対象とした妊産婦のメンタルヘルスに関する研修や、情報提供を行うこと。必要に応じて、精神科医療機関の医療従事者に、妊産婦のケア・管理等に関する研修や情報提供を行うこと。

⑥ 専門職の派遣

拠点病院等から、地域の精神科医療機関や産婦人科医療機関、行政機関や地域の関係機関への医師、看護師、精神保健福祉士、公認心理師等のメンタルヘルスに係る専門職の派遣を行い、妊産婦への支援や関係者への助言・指導その他の支援を行うこと。また、必要に応じて、産科医療機関等から精神科医療機関等に妊産婦のケアに係る専門職の派遣を行うこと。

(4) 拠点病院の選定

- ① 妊産婦のメンタルヘルスの診療が可能な体制が整っており、かつ、(3)に掲げる事業を実施するための地域との連携体制が整えられる精神科医療機関を都道府県において選定する。
- ② 予算の範囲内において、地域の実情に応じて、2か所以上選定することも可能とする。
- ③ 妊産婦のメンタルヘルスの専門性と併せて、(3)に掲げる事業を実施するための業務体制等も勘案すること。

(5) コーディネーターの業務

(3)に掲げる事業を実施するため、地域の医療機関や行政機関、関係者・関係機関との調整を含む事務局としての役割を担う。あわせて、(3)④に掲げる関係者による症例検討の実施のための調整等を行うとともに、メンタルヘルスの課題を有し支援が必要な妊産婦を、地域の精神科医療機関での適切な受診や必要な支援につなげるための関係機関等からの相談への対応を行う。コーディネーターの業務については、拠点病院の精神科の医師等が指導・監督する等、円滑な業務実施に向けたサポート体制に配慮すること。

(6) 経費の補助

国は、本事業の対象経費について、別に定める交付要綱に基づき、予算の範囲内で補助するものとする。

ただし、次に掲げる事業及び費用については、交付の対象とならない。

- ① 当該事業で実施を予定している事業にかかる費用のうち、交付税措置が行われている費用
- ② 国が別途定める国庫負担（補助）制度により、現に当該事業の経費の一部を負担し、又は補助している事業にかかる費用
- ③ 施設や建物等の整備や改修に要する費用

新生児マススクリーニング検査に関する実証事業

新生児マススクリーニング検査の対象疾患に

せきずいせいきんいしゆくしょう

じゅうしょうふくごうめんえき ふ ぜんしょう

脊髄性筋萎縮症（SMA）・重症複合免疫不全症（SCID）を追加する

実証事業への参加についての説明書

●●都/道/府/県/市では、国（こども家庭庁）が実施する「新生児マススクリーニング検査に関する実証事業」に参加することになりました。この事業は、これまで実施されてきた、20 疾患を対象とする「新生児マススクリーニング検査」において、新たに2つの疾患（脊髄性筋萎縮症（SMA）、重症複合免疫不全症（SCID））を対象に追加して、実証を行うものです。

2つの疾患の新生児マススクリーニング検査の実証データ（検査数や陽性者数などの個人が特定されないデータ）をこども家庭庁と、こども家庭庁の研究班（こども家庭科学研究 但馬班*）に提供することで、全国の赤ちゃんが2つの疾患の新生児マススクリーニング検査を受けられるようにするための検討に活用されます。

*こども家庭科学研究費補助金成育疾患克服等次世代育成基盤研究事業「新規疾患の新生児マススクリーニングに求められる実施体制の構築に関する研究」研究代表者:但馬剛、国立成育医療研究センター

1. 新生児マススクリーニング検査とは

この検査は、生後5日目頃の赤ちゃんからごく少量の採血を行い、その血液を分析し、赤ちゃんに先天性の代謝異常疾患等の重篤な病気がないかを調べる検査です。発症前に発見して、治療を早期に開始することにより障害の発生を予防することを目的としています。

2. 主な検査の対象疾患

新生児マススクリーニング検査は、これまで、先天性甲状腺機能低下症、先天性副腎過形成症、ガラクトース血症、アミノ酸代謝異常症、有機酸代謝異常症、脂肪酸代謝異常症などの20疾患を対象として行われてきました。

今回の実証事業では、以下の2疾患が加わります。

せきずいせいきんいしゆくしょう

・脊髄性筋萎縮症/ spinal muscular atrophy (SMA)

じゅうしょうふくごうめんえきふぜんしょう

・重症複合免疫不全症/severe combined immunodeficiency (SCID)

SMAは全身の筋力が低下する病気で、2万人に1人が発症します。SCIDは5万人に1人が発症するとされ、免疫が働かないため重い感染症にかかりやすい疾患です。いずれも治療しなければ、1～2歳までに亡くなる可能性があります。SMAは近年、早期に治療薬を投与すれば発病の抑制や運動機能の改善が期待できるようになりました。SCIDは免疫の働きをする細胞を生み出す「造血細胞移植（骨髄移植、臍帯血移植）」で、ほぼ根治できます。疾患に関する詳しい情報は下記をご覧ください。

- ・ 脊髄筋萎縮症 (SMA) : <https://www.sma-rt.org/sma.html>



- ・ 重症複合免疫不全症 (SCID) : <https://pid-nbs.jp/scid.html>



3. 検査開始から検査結果報告までの流れ

従来の新生児マススクリーニング検査と同じ血液を用いて検査が行われるため、赤ちゃんに追加の負担が生じることはありません。

出生医療機関で採血→検査機関で検査→検査機関から出生医療機関へ結果報告

- 検査異常なし →保護者に報告をして終了
- 当該疾患の疑いあり→保護者への連絡
→精査医療機関を受診→精密検査→最終結果を保護者へ報告

4. 費用等

実証事業に参加いただいた方は、追加の費用なしで2疾患を対象とした検査が受けられます。

5. 新生児マススクリーニング検査に関する情報のこども家庭科学研究但馬班への報告と個人情報の保護

SMAとSCIDについて、新生児マススクリーニング検査の有効性を検証するため、検査が実施された小児については個人情報の保護に十分に配慮しながら、新生児マススクリーニング検査の検査数、陽性者数、精密検査の結果（疾患名や患者数）など、個人が特定されないデータが、こども家庭庁及びこども家庭庁の研究班に報告されます。この実証事業で得られた情報は、当該目的以外で使用することはありません。また、調査研究の結果が公表される際には、統計的に処理され、個人が特定されるかたちで公表されることはありません。

6. 留意事項

- ・ 新生児マススクリーニング検査によって、すべての脊髄性筋萎縮症、先天性免疫不全症が見つかるわけではありません。
- ・ 脊髄性筋萎縮症や重症複合免疫不全症以外に、免疫不全を生じる疾患等が見つかる可能性があります。
- ・ この検査はスクリーニング検査です。精密検査が必要と判断された場合でも、精密検査の結果、“病気ではない”と診断される場合もあります。

同意書

●●都/道/府/県知事、●市長殿

【赤ちゃんの保護者の署名欄】

私はこの実証事業に参加するにあたり、説明書に記載されている上記項目等について十分な説明を受けました。内容を理解し了承しましたので、この実証事業に参加することについて同意します。

同 意 日：(西暦) 年 月 日

(保護者) 氏 名： _____ (自署)

事業の目的

せきずいせいきんいしゆくしょう じゅうしょうふく
脊髄性筋萎縮症 (SMA) と重症複

ごうめんえきふぜんしょう
合免疫不全症 (SCID) の2つの病気
について、新たに新生児マススクリー
ニング検査の対象とする実証を行いま
す。国の研究班と連携することで、
全国で生まれた赤ちゃんが新たな新
生児マススクリーニング検査を漏れ
なく受けられることを目指します。

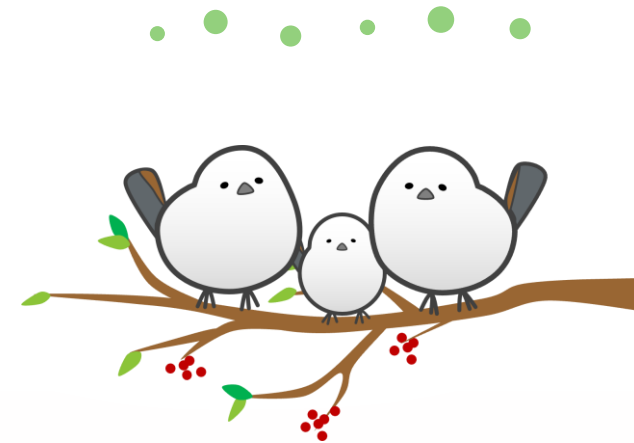


〒住所

TEL (直通)

※出産した医療機関の情報を記載して
ください

新生児 マススクリーニング検査 に関する実証事業



うまれたばかりの赤ちゃんが生まれつき重い病気にかかっていないかを採血で調べる検査（新生児マススクリーニング検査）について、新たに2つの病気を対象とする国の実証事業がはじまりました。

検査の方法

生後5日目頃の赤ちゃんの足の裏から採取したごく少量の血液をろ紙にしみこませて検査します。

現在の20種類の病気の検査に用いているろ紙血を使用するので、赤ちゃんに新たな負担はありません。

検査の結果

結果は、陽性（疾患の可能性がある）・再検査・陰性（疾患の可能性が低い）で判定されます。

この検査で陽性となった場合

すぐに診断・治療ができる施設の医師に受診していただき、採血等での精密検査や根治治療が必要となる場合があります。

疑問や不安がありましたら
下記にご相談ください。

●●病院●●

〒住所

TEL(直通)

担当: ●●医師、△△医師

小児科専門医・小児神経専門医・

臨床遺伝専門医

病気の早期発見・早期治療
につなげるため、できるだけ
多くの赤ちゃんに検査を受
けることをお勧めします。

せんてんせいたいしやいじょうしやう

現在、先天性代謝異常症などの20種類の病気について公費で新生児マススクリーニング検査が行われ、早期発見・早期治療につながっています。本事業では、以下の2つの病気を新たに追加します。

※追加の2疾患についても公費で実施されます。

せきずいせいきんいしゆくしやう

① 脊髄性筋萎縮症(SMA)

全身の筋力低下が進行し、治療しないと乳児期に亡くなることもある病気です。大多数は乳児期に発症します。出生2万人あたり1人の割合でSMAをもつ赤ちゃんが生まれるとされています。

かくさんちりややく

いでんしちりやう

核酸治療薬や、遺伝子治療を用いて、有効な治療を行う事が可能です。

詳しくは、ホームページをご覧ください。

(<https://www.sma-rt.org/sma.html>)



じゅうしやうふくごうめんえきふぜんしやう

② 重症複合免疫不全症(SCID)

乳幼児期から感染症を繰り返し、治療しないと乳児期に亡くなることもある病気で、生まれつきの免疫不全症の中で最も重症な病気です。出生5万人あたり1人の割合でSCIDをもつ赤ちゃんが生まれるとされています。

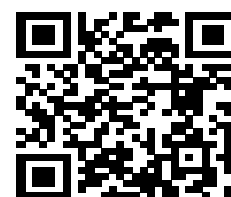
さいたいけつしよく

こつずいいしよく

免疫グロブリンの注射や、抗菌薬などで感染症を予防しつつ、臍帯血移植や骨髄移植で根治することが可能です。

詳しくは、ホームページをご覧ください。

(<https://pid-nbs.jp/scid.html>)



子ども家庭庁および子ども家庭庁の研究班へ報告後に、R6年4月に検査を実施した児の状況に変更が生じた場合は、次の報告時に数字を更新して提出すること。(なお、前回報告と今回報告で数字を更新した部分に分かるよう、数字を更新した部分(該当

子ども家庭庁および子ども家庭庁の研究班へ報告後に、R6年5月に検査を実施した児の状況に変更が生じた場合は、次の報告時に数字を更新して提出すること。(なお、前回報告と今回報告で数字を更新した部分に分かるよう、数字を更新した部分(該当

こども家庭庁およびこども家庭庁の研究班へ報告後に、R6年6月に検査を実施した児の状況に変更が生じた場合は、次の報告時に数字を更新して提出すること。(なお、前回報告と今回報告で数字を更新した部分分かるよう、数字を更新した部分(該当

実証事業における検査の状況

(都道府県・指定都市名)

【別添様式3】

実証事業における疾病別患者数等

R6年7月に検査を実施した児について、それぞれの区分の人数を記載す

(单位:人)

(※7)上記対象疾患以外に、発見された疾患がある場合は、その他の疾病(※7)の表に疾病別の内訳も記入すること。

0 (単位:人)

子ども家庭庁および子ども家庭庁の研究班へ報告後に、R6年7月に検査を実施した児の状況に変更が生じた場合は、次の報告時に数字を更新して提出すること。(なお、前回報告と今回報告で数字を更新した部分が分かるよう、数字を更新した部分(該当

実証事業における検査の状況

(都道府県・指定都市名)

【別添様式3】

実証事業における疾病別患者数等

精密検査の結果、 当該疾病名の確定した児(※3) (R6年8月分)	精密検査の結果、 当該疾病名以外の疾病名 の確定した児(※4) (R6年8月分)	精密検査の結果、 疾病名がなかった児(※5) (R6年8月分)	精密検査中の児(※6) (R6年8月分)
0	0	0	0
0	0	0	0
0	0	0	0

(※7) 上記対象疾患以外に、発見された疾患がある場合は、その他の疾病(※7)の表に疾病別の内訳も記入すること。

R6年8月に検査を実施した児について、それぞれの区分の人数を記載す

[illegible]

(单位:人)

子ども家庭庁および子ども家庭庁の研究班へ報告後に、R6年8月に検査を実施した児の状況に変更が生じた場合は、次の報告時に数字を更新して提出すること。(なお、前回報告と今回報告で数字を更新した部分に分かるよう、数字を更新した部分(該当

実証事業における検査の状況

(都道府県・指定都市名)

文字又は数値を入力。
選択肢。
記入しない部分。

(单位:人)

区 分(※1)	SCID (R6年9月分)	SMA (R6年9月分)
検査実施実人員数		

実証事業における疾病別患者数等

疾病名	検査の結果、 要精密検査となった児(※ 2) (R6年9月分)	
(定量PCR検査) 免疫疾患	SCID (重症複合免疫不全症)	
(定量PCR検査) 神経・筋疾患	SMA (脊髄性筋萎縮症)	

(单位:人)

精密検査の結果、 当該疾病名の確定した児(※3) (R6年9月分)	精密検査の結果、 当該疾病名以外の疾病名 の確定した児(※4) (R6年9月分)	精密検査の結果、 疾病名が無かった児(※5) (R6年9月分)	精密検査中の児(※6) (R6年9月分)
0	0	0	
0	0	0	
0	0	0	

子ども家庭庁および子ども家庭庁の研究班へ報告後に、R6年9月に検査を実施した児の状況に変更が生じた場合は、次の報告時に数字を更新して提出すること。(なお、前回報告と今回報告で数字を更新した部分が分かるよう、数字を更新した部分(該当

R6年9月に検査を実施した児について、それぞれの区分の人数を記載す

実証事業における検査の状況

(都道府県・指定都市名)

記入しない部分。

(单位:人)

区 分(※1)	SCID (R6年10月分)	SMA (R6年10月分)
検査実施実人員数		

実証事業における疾病別患者数等

疾病名	検査の結果、 要精密検査となった児(※ 2) (R6年10月分)	
(定量PCR検査) 免疫疾患	SCID (重症複合免疫不全症)	
(定量PCR検査) 神経・筋疾患	SMA (脊髄性筋萎縮症)	

(单位:人)

精密検査の結果、 当該疾病名の確定した児(※3) (R6年10月分)	精密検査の結果、 当該疾病名以外の疾病名 の確定した児(※4) (R6年10月分)	精密検査の結果、 疾病名が無かった児(※5) (R6年10月分)	精密検査中の児(※6) (R6年10月分)
0	0	0	
0	0	0	
0	0	0	

こども家庭庁およびこども家庭庁の研究班へ報告後に、R6年10月に検査を実施した児の状況に変更が生じた場合は、次の報告時に数字を更新して提出すること。(なお、前回報告と今回報告で数字を更新した部分が分かるよう、数字を更新した部分(該

R6年10月に検査を実施した児について、それぞれの区分の人数を記載す

実証事業における検査の状況

(都道府県・指定都市名)

【別添様式3】

区 分(※1)	SCID (R6年11月分)	SMA (R6年11月分)
検査実施実人員数		

(※7)上記対象疾患以外に、発見された疾患がある場合は、その他の疾病(※7)の表に疾病別の内訳も記入すること。

R6年11月に検査を実施した児について、それぞれの区分の人数を記載す

疾病名	検査の結果、 要精密検査となった児(※ 2) (R6年11月分)	
(定量PCR検査) 免疫疾患	SCID (重症複合免疫不全症)	
(定量PCR検査) 神経・筋疾患	SMA (脊髄性筋萎縮症)	

[illegible]

(单位:人)

精密検査の結果、 当該疾病名の確定した児(※3) (R6年11月分)	精密検査の結果、 当該疾病名以外の疾病名 の確定した児(※4) (R6年11月分)	精密検査の結果、 疾病名が無かった児(※5) (R6年11月分)	精密検査中の児(※6) (R6年11月分)
0	0	0	
0	0	0	
0	0	0	

(单位:人)

こども家庭庁およびこども家庭庁の研究班へ報告後に、R6年11月に検査を実施した児の状況に変更が生じた場合は、次の報告時に数字を更新して提出すること。（なお、前回報告と今回報告で数字を更新した部分が分かるよう、数字を更新した部分（該

実証事業における検査の状況

(都道府県・指定都市名)

文字又は数値を入力。
選択肢。
記入しない部分。

(单位:人)

区 分(※1)	SCID (R6年12月分)	SMA (R6年12月分)
検査実施実人員数		

実証事業における疾病別患者数等

検査の結果、 要精密検査となった児(※ 2) (R6年12月分)	疾病名	C
	SCID (重症複合免疫不全症)	C
(定量PCR検査) 免疫疾患	SMA (脊髄性筋萎縮症)	C
(定量PCR検査) 神経・筋疾患		C

(单位:人)

精密検査の結果、 当該疾病名の確定した児(※3) (R6年12月分)	精密検査の結果、 当該疾病名以外の疾病名 の確定した児(※4) (R6年12月分)	精密検査の結果、 疾病名が無かった児(※5) (R6年12月分)	精密検査中の児(※6) (R6年12月分)
0	0	0	
0	0	0	
0	0	0	

こども家庭庁およびこども家庭庁の研究班へ報告後に、R6年12月に検査を実施した児の状況に変更が生じた場合は、次の報告時に数字を更新して提出すること。(なお、前回報告と今回報告で数字を更新した部分が分かるよう、数字を更新した部分(該

R6年12月に検査を実施した児について、それぞれの区分の人数を記載す

こども家庭庁およびこども家庭庁の研 究 班へ報告後に、R7年1月に検査を実施した児の状況に変更が生じた場合は、次の報告時に数字を更新して提出すること。(なお、前回報告と今回報告で数字を更新した部分が分かるよう、数字を更新した部分(該当

実証事業における検査の状況

(都道府県・指定都市名)

【別添様式3】

実証事業における疾病別患者数等

精密検査の結果、 当該疾病名の確定した児(※3) (R7年2月分)	精密検査の結果、 当該疾病名以外の疾病名 の確定した児(※4) (R7年2月分)	精密検査の結果、 疾病名がなかった児(※5) (R7年2月分)	精密検査中の児(※6) (R7年2月分)
0	0	0	0
0	0	0	0
0	0	0	0

(※7) 上記対象疾患以外に、発見された疾患がある場合は、その他の疾病(※7)の表に疾病別の内訳も記入すること。

Ｒ７年２月に検査を実施した児について、それぞれの区分の人数を記載する

(单位:人)

子ども家庭庁および子ども家庭庁の研究班へ報告後に、R7年2月に検査を実施した児の状況に変更が生じた場合は、次の報告時に数字を更新して提出すること。(なお、前回報告と今回報告で数字を更新した部分に分かるよう、数字を更新した部分(該当

こども家庭庁およびこども家庭庁の研究班へ報告後に、R7年3月に検査を実施した児の状況に変更が生じた場合は、次の報告時に数字を更新して提出すること。(なお、前回報告と今回報告で数字を更新した部分が分かるよう、数字を更新した部分(該当